

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

# 第 25 期川崎町農業委員会

## 令和 6 年 11 月総会議事録

期 日 令和6年11月8日(金)

場 所 川崎町役場庁舎  
2階 入札室

令和6年11月8日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(12人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	3番 藤川 航
4番 西山 一郎	5番 松江 英幸	6番 宗吉 弘行
7番 星野 宗広	8番 中村 明	9番 大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(1人)

2番 中島 隆
---------

農地利用最適化推進委員(1人)

奥 俊英
------

4、本会事務局 局長 森元 幸吉 係長 三浦 竜治 主任主事 早川 城治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名●●番 ●●委員、●●番 ●●委員

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積（利用権設定）について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に規定する要件確認について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）について5件

その他

事務局長 定刻の時間ですので今から令和6年11月の農業委員会総会を開催いたします。

会長 それでは会長挨拶をお願いします。

事務局長 皆さん、こんにちは。

議長 だいたい稲刈りはほとんど終わったと思います。先日2日の大雨ですね被害もでた所もあるということを聞いております。東川のほうで田んぼの畦畔が大きく崩れたということです。それ以外の報告というのはありませんので、被害はなかったのではないかなというふうに思っております。いずれにしろ非常に、日中暖かく夕方からは冷え込んできております。そういう関係で、体調にはですね十分注意していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

議長 それでは、本日、●●委員より欠席の連絡がありました。本日は農業委員13名中12名の出席であり、定数に達しますので、総会は成立しています。

議長 また、推進委員さん6名中、1名欠席の5名出席です。これより議事を行いたいと思ひます。

議長 議長は会議規則第4条の規定により、会長にお願ひいたします。

議長 それでは議長に入ります。

議長 それでは議事に入ります。

議長 議事日程議事録署名人の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は議長において指名することに御異議ございせんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認め議事録署名委員は●●番、●●委員、●●番、●●委員お願ひいたします。それでは議案に入ります。

議長 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画、利用権設定について事務局説明方お願ひいたします。

議長 はい。

議長 議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画、利用権設定について。

議長 番号1、賃借人、氏名、●●、住所、大字田原●●番地、賃借人、●●、住所、大字田原、●●番地、利用権設定に関わる法律関係は賃借権でございます。

議長 土地の所在、大字田原字石原口、番地、●●番●●、地目、田、面積1,520㎡、他1筆。年数5年間、設定の内容、新規、10a当たりの小作料の金額、1反当たり10,000円。

議長 合計面積は、田で2,954㎡です。5ページを開いて下さい。

議長 新規が15件、田、48,916㎡、畑、0件

議長 合計、48,916㎡、。

議長 継続が19件で、田、36,527㎡、畑が、2,469㎡、

議長 合計、38,996㎡です。

議長 借手が19人、貸手が31人、田、68筆、の85,443㎡、畑が

2筆、2,469㎡、合計70筆、87,912㎡の農用地利用集積計画（利用権設定）が提出されています。

議長 よろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明を終わりましたが、質疑、意見のある方は挙手をお願いいたします。

委員 ございませんか。

議長 はい。

委員 ないようですのでお諮りいたします。

議長 議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 賛成多数

議長 ありがとうございます。

議長 賛成多数ですので、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）については、原案どおり承認し、11月20日から12月19日まで公告します。

議長 続きまして議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条に規定する要件確認について、事務局説明方をお願いいたします。

係長 はい。

係長 議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条、第5項第2号及び第3号に規定する要件の確認について。始期、令和7年1月1日から終期、令和16年12月31日まで、番号1、賃借人氏名、●●、住所、田川郡糸田町●●一●●、賃貸人氏名、●●、住所、川崎町大字安真木●●番地。利用権設定等による法律関係は賃借権でございます。

係長 土地の所在、大字安真木字桐野●●番●●、地目、畑、面積、1,183㎡、10年間の新規設定、10a当たりの小作料の金額は8,000円、他1筆、合計2筆、合計面積4,975㎡、他、賃貸人が●●、●●、●●の3名、合計新規4名の農地を借ります。畑のみ9筆で14,405㎡、借手、1、貸手、4人です。

係長 この議案は、この9筆の農地を●●氏が農地中間管理機構を通じて利用権設定を行うに当たり、要件等をみたしているか、農業委員会が確認するものであります。

係長 次ページ、8ページのほう御覧ください。

係長 賃借権の設定を受けようとする者の要件等の確認結果、農業委員会意見ということで令和6年度暫定版ということになってます。

係長 賃借権の設定を受けようとするものする下記のものについて、農地中間管理事業の推進に関する法律、①第18条第5項第2号及び第3号の規定する要件等の確認結果。の下にある項目、要件等を充足、要件等充足せず、の箇所を農業委員会としてどちらかにするところとなります。農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要領を踏まえ確認しました。となっていま

す。

どうということかといえば、この法律、第18号5項第2号及び3号の規定に、この方が要件を満たしているかということについてとなりますので、ずっと追って説明していきたいと思います。賃借権の設定を受けようとするもの●●。

この☑の内容について、今からまた説明させていただきます。

農業委員会、黄色の下の段の既存通りよろしいですかね。

農業委員会記載の①の欄を農業委員会意見とし、要件等を、充足に☑がある受け手について農用地利用集積等促進計画を定め、とありますが、この農用地利用集積等促進計画というのは、農地中間管理機構を通しての利用権設定を行うということでありま

す。  
①の欄に、「要件等を充足」に☑ある受け手について、下記のいずれかの場合、政令、省令第12号第2項及び2号に規定する添付書類を省略するとあります。

②の欄について、「適」に☑がある場合は、農地所有適格法人であること及びその状況等とありますけれども、農業委員会の確認記載欄としては、この①のところになります。この①の18号について説明させていただきます。

次の9ページを縦に御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律、農用地利用集積等促進計画、第18条、第5号は次のページになります18条の5の2号、賃借権の設定を受けた後において、次に挙げる要件の全てを備えることとなること。

① 耕作の事業に供するべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作の事業を行うと認められること。

② 耕作の事業に必要な農作業に常時従事することと認められること。

要はですね、借りた農地を全て効率よく利用すること。

耕作するに当たって常時、農業に従事するとすることが認められることっていうことでもあります。

●●氏の、現在の状況を報告させていただきます。

11ページを御覧ください。

【参考様式】賃借権の設定等を受ける者の農業経営状況等、整理番号1、氏名、●●氏48歳、農作業従事日数300日、権利設定を受ける土地の面積、農地14,405㎡、これが先ほど、7ページの借りようとする農地の広さであります。

次、権利設定を受ける者が、耕作の事業に供している農用地の面積、農地が2,000㎡となっています。これは●●町でハウスを借りて作業しています。次に、権利設定等を受ける者の主たる経営作物は、果樹であります。今度、この農地を借りて、ブドウと桃の栽培を行いたいとのことでした。

次に、権利設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び、雇用労働力の状況としましては、世帯員が男性2人、女性1人、農業

従事者、15歳以上65歳未満の者、主たる従事者4名となっています。

この4名というのは世帯員は3人ですが、世帯外が1名、息子さんがいらっしゃいまして、その方も含め4人全員で農作業をするということでした。

雇用労働力、年間延べ労働日数としては、家族4人×の1人300日で1200人日になっています。

権利設定を受ける者の主な家畜の飼育状況はありません。

権利設定を受ける者の主な農機具等の所有状況としては、トラクターが1台、ハンマーモア2台、スピードスプレーヤーが1台、運搬車2台となっていますが、現地確認に行ったところ、乗用草刈り等もありました。

この方については、たまたま川崎町役場のほうに、どっか広い農地を貸してもらえるとありませんか。と訪ねてこられ、農林振興課の●●氏が対応し大ヶ原の農地を紹介したところ、乗る気なり耕作機械を持っているので、少々荒れていってもいいから、借りたいということで話が進み今回の申請となりました。

水がないことなども話をしましたが、当面はタンクに水を入れて作業を行うということで、将来的には井戸も掘ってみたいということを書いてみました。

●●さんはもともと飯塚の方で、妻の母がぶどう園をしていて、いろいろ訳あって飯塚のぶどう園を手放すことになりましたので、●●町で2,000㎡のハウスを借りて、現在は、キュウリの栽培を行っているとのことでした。12ページを御覧ください。今度借りようとする土地の位置なんですけども、大ヶ原の●●さんのところの道をずっと真っすぐ添田の方面に向かっていて、町境のところの一角になります。

この一角を詳しく説明したものが、おっきい写真をつけていますが、こちらのほうになります。

見やすくちょっと拡大しています。ちょっと縦にして見やすくしてありますが、この農地を利用してブドウや桃を栽培したいということでした。13ページを御覧ください。

13ページの、このハウスの写真が、現在、●●氏が●●町で借りて、キュウリ栽培しているところであります。

14ページを御覧ください。

これが●●氏の現在の状況で、手前がガラスの大きいほうのハウスのほうで、キュウリ栽培をしています。

奥のハウスでキュウリ、手前がブドウで真ん中付近にイチジクが植えてあって、写真に写ってあるビニール袋の中に定植しているのがピーマンということでした。

以上の内容を踏まえてですね、この方が、農地を全て効率よく利用し、常に農作業に従事することと判断されれば、先ほど8ページの要件を満たしているに、思われなければ、充足せずにを入れるようになります。

委員 員 ご判断のほうをよろしくお願ひいたします。  
はい。

議長 長 ただいま事務局説明終わりましたが、質疑、意見のある方挙手をお願ひいたします。

●● 委員 はい。この方は今、De 愛に柿を出してる方ですよ。たしかこの●●さんというのは柿を出している人だと思います。川崎の人じゃないんですけどね、杷木のほうから通って出荷してるみたいなんですけどちょっと詳しく調べてみます。だけど、果物に対する感覚はあるかなという話はしてます。それとですね、航空写真で、この名前が書いてあるところが借りる所ですよ。

係 長 そうですね。  
●● 委員 今度借りる土地の上にも赤で示してますよね。  
係 長 これが位置図で、これを拡大したものが右下の拡大図になります。拡大したものが、この下の地番と地積が入ってる分になります。小さくて見にくいので見やすく拡大して地番、地目、面積、所有者を記載してます。

●● 委員 この近くに●●くんがブドウを作っているんですけど、そこに1回挨拶に来たとか言っていたので誰かなって思っていたんですけど、この人なんですよ。

係 長 はい。  
●● 委員 果物は大いに歓迎しますけど川崎町にとってもいいことなんで。それを受けて、●●さんを対応した感じははどんな感じだったんですか。印象などちょっと教えてもらえませんか。全然会っていないでね。要件を満たすかどうか、その辺もあると思うんで。

係 長 私が糸田の作業している所に会いに行った感じとですね、役場に訪ねてこられたときの感じとしては、ものごしも柔らかくて印象はいい感じの人でした。

●● 委員 今●●町ですってだけでいいんですか。  
係 長 はい。2棟のハウスでキュウリなどを作っていました。それでまた、ブドウとかそういうものをつくりたいんだけどもどっか広い土地がないだろうか、ということで、訪ねてこられたっていうことが、そもそもの始まりです。

●● 委員 もう一つ、ブドウは棚を作たり、その資金がかなりいるんですよ。初期投資が何百万か要りますから、それがあるかどうかと。それと、その10年期間ですかね、そういった事から30年ぐらいは2、30年は、そこでしないともとをとれないし、その辺はどうなるとるかね。その地権者等の関係と言うか、会ってはいませんが。

係 長 今回、農地中間管理機構を通しての申請になりますので、取りあえず当面は、当初これに書かれてるように10年間はそのままやっています。引き続き利用されるのであれば更新されていくん

だと思えますけども、それはもう私の思うになってしまうので、何とも言いかねますけども、そこはもう、それと、その設備にかかる投資のお金についても、農地中間管理機構ではここまでは求めないということだったので、そこについては把握していません。

●● 委員 要件を満たすかどうか、ちょっとその辺も大きいと思うんですよね。

係 長 この方がずっとやっていける人かどうかと思われればっていうとこですよ。

議 長 要するに資産金融と関連を解明するためのまずは一つ、資金面ですかね。

資金面がどうなっているのかという1つの問、さっき言った期間が10年ですから、果樹の場合は10年ではどちらかじゃ短い、10年からやっとなり始めて軌道に乗るかどうかな、かなっていうところで、そここのところの確認事項。いうこの2点だと思うんですよ。

●●委員が、指摘してるのは、そこを確認できれば、この問題についてはいいんじゃないかなという感触を受けたんですが、そういうことでいいですかね。

後は本人と会って、いわゆる資金面についてはどうなってるのかというものを事務局で確認して、いわゆる管理ですから賃借権10年で継続10年というのはあると思うんですけども、そのところもひとつ確認してとったほうがいいという事ですね。他にないですか。

はい。

●● 委員 ほかにも見てないけど資金面に関しては、私はやる気のある人だな、と思うんですけど資金面に関しては、コストのかからない栽培方法も、もしかしたら考えてる可能性もありますから、さっき言った桃は棚がいらないうるか。

どうでもなかなかその辺はあれでどうなのかなと思うんですよ。やる気の問題だと思います。

●●委員は●●さんを知っていますか。

議 長 知りません。ちょっと見たらわかるかもしれないです。

●● 委員 ●●さんに面識のある方はいますか。

議 長 いません。

●● 委員 De 愛のほうにちょっと柿を出していたという人、スタッフは顔合わせって知ってるでしょうけど、私はちょっと会いませぬ。大体ここ3年ぐらいからずっと柿を出してたんですよ。

私はまだ名前も見らないけど多分そうかなと。さっき●●委員が言ったようにコストのかからない栽培方法を考えてるかもしれないですね。だけどその辺の、どうするかを確認はやっぱそれなりに私はしとったほうが要件を満たすかどうか判断せないかん。本当は来てほしいんですけど。

●● 委員 今やっぱちょっと現状荒れてるっていうところから、そういうとき

にやっぱり、そこで1町4反を開墾してブドウ栽培をする、やっぱり管理など大変やなと思うんですよ。やる気はあると思いました。

●● 委員

大変とは思いますが、そういった耕作放棄地に来て開墾してブドウ栽培をしてくれる人がいるって事は地元の間人としてはね、ありがたいと思う。

議 長

そう、それはそういう農地を開拓してくれることについては非常にありがたいんですが。

●● 委員

それとこの8000円って言うのは畑に対して高いね。農地賃借一緒するやろ、畑で8000円って土地に対してその地権者から建てていいとか、だいたい普通、許可もらわな同時に建てられんもんね。仮に農協あたりの、やはりそこでも借地権には建てられん。建物っていうのは作業場やろ。

議 長

後々問題が起こると思うよっていうことを地権者の子供が売ったりなんかしようとした時に、物が建っちゃったら売れんような状況もあるし、そこははっきり決めたほうがいいんじゃないか。

●● 委員

本人としては。それでこれね従業員が4名なってやろうっていう、本人入れて4名300日働くというたら、かなりの出資が要ると思う。家族や家族で一応給料として払わなきゃやろ。

その家族自体ただ使えるって、いくらかやらないけんやろ。

そうだけど、そもそも家族の話になるんやろうけど。

一応利用者1人は別におるっちゃうけど、給料ちゅうか仕事して300日というたらほとんど農業に従事し働きに出られんような状態だよな実際いえば。

議 長

それはあるけどもそこはもう非常にありがたいんだけど、さっき言った、資金面についての一つの理由があると、大事な部分ですけども、期間も来年からでこれは計画書っていうのは出てないかね。これは今日、決定しなければいけないのかね。

係 長

今、議案のほうのが、令和7年の1月1日からという形になってますので、まだちょっと余裕はあります。

議 長

そしたら本人に直接会って、ここんところの計画面やら、そういうものを一度出してもらったらいいかなと、自分は思うんやけど皆さん方どうですかね。

資金面と、10年が短いんじゃないかというところと、上ものを建てる(ブドウ棚)桃は上ものは要らんけども、棚なしのコストのかからないの栽培方法というものを考えとるかも分からんというところがあるわけ。じゃ、そういうところも含めて、栽培計画はどのようになっているのかということもですね、本人に確認したほうが、いいかなと思うんやけど、ただこの農地をほかに転用するってことじゃないからね。ただ、農地を農地として開拓していくと言う事で非常に良いことなので。ただ何点か●●さんに確認して皆さんに報告できればと言う事ですので皆さん方どうですかね。いいですか。

委 員

はい。

●● 委員 時間があればですね、私も立ち会っていいですよ。私は、ブドウは多少分かりますので。

議 長 事務局は●●さんに電話連絡をして役場に来てもらって直接お話ししてもらったらいいかなと思うんだけど。

委 員 それから結論を出すという形のものでいいんですかね。

●● 委員 はい。

係 長 これけど●●町にあるちゅうけどガラスハウスはあるんかね。●●ならあるけどね。

議 長 いや、こっちからいってですね、●●を通り過ぎて川ぞえを左に橋渡って●●役場があります。

●● 委員 役場のほうの前の道を真っすぐ上ったら途中でですね、右手に入るところがありまして、その右手に入っていくと何か建設会社の事務所か何かがあって、中に入っていた奥のどん詰まりのところ、先ほどの写真の場所になります。

議 長 ●●か何か建設会社のちょっと先ね。

●● 委員 はい。

議 長 ほかは何かございますか。

委 員 お諮りいたしますが、議案第2号についてはですね、この場で結論出すのではなくて、一応事務局のほうで●●さんと、もう少し栽培計画、そういうものの内容を詰めたところで、話し合いを持ちたい、そういう方向で進めていきたい。そのあとに、結論を出すということで、今日この場は取りおさめたいと思いますけどもよろしいですか。

議 長 はい。

事務局 事務局良いですか。

●● 委員 はい。

議 長 それがここに来てもらえば、来ていや一応、自分の計画をみんな話聞いてもらうたら、

事務局 系 長 そしたら12月10日ということになるが利用権設定の日にちがぎりぎりになるね。

議 長 はい。

事務局 系 長 12月10日で今、いわゆる取得期間が切れ、いや、そう、そうになったら間に合わんから、ちょっと何かそのときも、見てもらって、話を聞いてもらう。という形をとりたいと思いますがいいですかね、第2号議案はそういう形で進めていきますので、今日これに対する拳手の確認はいたしませんので、よろしいですかね。それでは第3号議案、農地法第18条の第6項の規定による届け出（合意解約）について、事務局説明をお願いします。

議 長 はい。

事務局 系 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）については、5件ほどありますので、順に報告させていただきます。

議 長 まず、番号1、賃貸人、住所、飯塚市南尾●●番地の●●、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字安真木●●番地の●●、氏

名、●●、土地の所在、大字安真木字前無田●●番●●、地目、田、地積 2,336 m<sup>2</sup>、他 3 筆、合計 4 筆、9,071 m<sup>2</sup>となっております。

契約期間は、令和 4 年 11 月 20 日から令和 9 年 11 月 19 日までの 5 年間となっております。

権利の種類は、基盤強化促進法による利用権の合意解約となっております。解約の理由は耕作者変更です。

続きまして 16 ページを御覧ください。

番号 2、賃貸人、住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●。

賃借人、住所、川崎町大字安真木●●番地の●●、氏名、●●。土地の所在、大字安真木●●番●●、地目、田、地積 1,547 m<sup>2</sup> 他 1 筆、合計 2 筆、3,674 m<sup>2</sup>です。

契約期間、令和 2 年 11 月 20 日から令和 7 年 11 月 19 日までの 5 年間、権利の種類は、基盤強化促進法による利用権の合意解約でございます。

解約理由は、こちらも耕作者の変更となっております。

続きまして、番号 3、賃貸人、住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●。

●●、土地の所在、大字川崎字堤田●●番、地目、田、地積 1,430 m<sup>2</sup> 他 1 筆、合計 2 筆の 2,162 m<sup>2</sup>です。

契約の期間、令和 4 年 5 月 20 日から令和 9 年 5 月 19 日までの 5 年間、権利の種類は、基盤強化促進法による利用権の合意解約でございます。

解約理由は、耕作者の変更となっております。

次のページを御覧ください。

番号 4、賃貸人、住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●。

●●、賃借人、住所、飯塚市上三緒●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字安真木字桐野●●番●●、地目、畑、地積

1,183 m<sup>2</sup> 他、合計 2 筆の 4,975 m<sup>2</sup>です。

契約の期間、平成 5 年 5 月 11 日から平成 15 年 5 月 31 日まで。その後、自動更新となっております。

権利の種類は、農地法 3 条の規定による、使用収益権の合意解約となっております。

解約理由はこちらも、耕作者の変更となっております。

続きまして、報告、番号 5、賃貸人、住所、川崎町大字安真木 3 ●●番地、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字安真木●●番

地の 1。氏名、●●、土地の所在、大字安真木字八熊●●番、地目、田、地積、3,632 m<sup>2</sup>。

契約の期間は、令和 5 年 5 月 20 日から令和 10 年 5 月 19 日までの 5 年間、権利の種類は、基盤強化促進法による利用権の合意解約となっております。解約理由は、こちらも耕作者の変更となっております。以上です。

議

長

ただいまの事務局説明が終わりましたが、この件については報告

だけですとお諮りすることはありません。

続けてその他に入ります。

何かありますか。

係 長

はい。

事務局より3点ほどございます。

まず1点目が、令和7年度からの利用権設定の1について説明します。

1、現在利用権設定はですね5月11月、年2回、今回のように利用権設定を行っていますが、農地中間管理機構より、機構を通じての利用権設定は、1ヶ月早目の農業委員会の総会にかけていただきたいということで、令和7年度より、4月と10月の年2回の総会で、今回の議案2号のような様式の意見の確認をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

●● 委員

結局これ、何ちゅうか、名義が変わってないで何代も変わってないと中間管理機構と登録出来んやろ。

係 長

名義が変わってなくてもですね相続人のうち、2分の1取れたら出来ます。

●● 委員

結局、それが取れんやったら駄目やろ。

係 長

そうですね。

●● 委員

それら土地はどうなっちゃう、そこまで中間管理機構は考えてないと思うよ。そういうふうな土地が結構あるきね、今それを利用権設定でぎりぎりできているやろ。もう1人かけたら半分にならんやろ。そんなときは出来んきね、そき結局やみ小作になってくるんよね、そうして(利用権設定しても)もう無理やきということで、それは結局農地はどういうふうな方向で考えてちょう。そこまで聞いた。

係 長

一応、利用権設定できれば農地中間管理は先ほどのような、2分の1以上ないと出来ないということだったんでもう取れないものについてはもう仕方ないんじゃないかなと。

●● 委員

それと中間管理機構は今、しょうのは農地整備をすることしようけど、結局そういうような土地が混ざったら基盤支援も出来んよね無償で。

係 長

基盤整備と利用権設定の件はちょっと切離して考えてもらってよろしいですか。

●● 委員

中間管理機構がもうからんならね、結局その土地を集積すれば、そういうふうな方向で持っていこうかちゅう方針になりょうきねさっき、そういうようなときに、なかに出来んところがあると思うきねがある場合があるし、利用権設定するときに、ちゃんとそのところをねしていたほうがいいんじゃないかと。

議 長

地域計画に載ってない人は利用権設定が出来ないでしょう。

令和7年度から、今、●●委員の言うと地域計画に載らなければ、いわゆる利用権設定が結べないから、もう早く言えばは中間管理機構をとおさなくて個人間の利用権設定は、どうしても、そういうものでその部分と、●●委員は中間管理機構で利用権設定

をまとめたら基盤整備の部分が出て、その中に基盤整備に入れん人がおった場合があるかと、その場合どうするかというような話やけだと思っんですよ。

●● 委員

政府は、農地を一体化するために、こういう方向をとってきよんやき今後、農地を大きくするために結局これしようとかやきね、集めてしもうて。

課 長

今の話を聞いていると中間管理機構を通すなって言う事ですか。

●● 委員

いやいや、そうではない。

課 長

通さないかんのに。

●● 委員

結局とそうじゃなくて結局通すこと政府がしようやろ、これの目的ちゅうのは、農地を集積していく大きな土地にして、後継者に明日つなぐちゅう方向性を持って行きよったいんよね。

そんなときに中にそういうようなとこあったらできるでせん可能性もあるね。ちょっとそこにこの地域計画もちゃんと川崎町で、位置的に決めていっしちょうほうが利用権設定するときも、あとのことを考えればいいんじゃないかと思っんでね。またスムーズに物をするときに来るんやないか。

議 長

●●委員の言っていることは中間管理機構に全部利用権設定をし集約してしまったら、大きないわゆる基盤整備事業で入っていく可能性がある。

けどその中で1人2人が基盤整備に同意をせんやったら、それは出来ない、そういうものまで全部中間管理機構に持っていくのはおかしいではないかなという言い方なんです。

●● 委員

そこまでね、決まったときに追求して機構に聞いたかどうか。

議 長

その場合、中間管理機構とおしてどうするかということです。

令和7年度から地域計画に認定しておかないと、利用権設定が結べない。その地域計画に認定者や、自分が認定してでもいいという人があらわれたときには、利用権設定が出来ないのではないかと、利用権設定するにはどうするかということを、後でそんな話でした。次のページに申出書を作っていますけども、これについてはですね現在いわゆる令和7年度から利用権設定するにおいては、いわゆる地域計画に名前を載せとかないと利用権設定自体が結べないと。いうふうにやっております。

しかし今現在ですね、その地域計画に名前を持ってない方が大半おられます。そういう人たちと、いわゆる利用権設定を結ぶ場合ですね、まずこういう申出書を出していただいて、地域計画の中に名前を載せていこうかという部分の申出書でございます。

それでこの、いけばそのまま利用権設定ができるという形のものの申出書ということでございます。

今さっき言った●●委員さんの意見が、そういうものに全てまとめてしまうと、いわゆる基盤整備に賛成せん方がおったら、利用権設定が中に出来てこなくなると。そうした場合は中間管理機構はどう対応するんかというのを今、●●委員のほうから意見が出ておる。それに対して、川崎町農業委員会としてはどうするのか

という意味合いだと思います。

●●委員の話の中から聞くとね、その点についてどうしますかということになると、その場合は中間管理機構をとおさずして、個人間の利用権設定ってしかもうないということになるかと思いますが。そういう形で物を進めていくのかという判断になるんじゃないかなと、私自身はそう思いますけども、皆さん方はどういう形でいいのかということ。相手を出していただいて、これを進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。

●● 委員  
係 長

この申出書は、結局、全部の農家に配ると。

地域説明会を皆さん開いたのを覚えてらっしゃると思うんですけども、そのときに地域計画に名前を載せていいって言われた方はそのままもうしてますので、その人たちには配らないです。地域計画の説明会に来られなくて、地域計画の中身を分からない人たちについて、この地域計画の内容の説明をした後に、それであったら、名前を載せてもいいということであればこの申出書を書いてもらえば、令和7年度の4月からの利用権設定に、まだ名前載せてないですけども、認めてはどうかということになります。

議 長

早く言えば今、農地を貸している人たいな。

むしろ貸してる人がいわゆる地域計画の中に名簿がないと借手との利用権設定が出来ないというのが、令和7年度からの利用権設定になるということですので、その地域計画の中にね、名前を載せる

係 長

耕作者と所有者の方ですね、2人の連名で出してもらえれば、今、現在名前が載ってなくても、令和7年度から利用権設定については認めてあげてはどうでしょうかということ。今現在、令和6年度末までで、地域計画というものをつくってしまわなきゃいけないんですよ。

そのうち、作ってしまうのに対して、地域の農業を担うものに位置づけられるようにこの間、地域の座談会を開いたんですけども、出てこられていない方が多数いますと、そういう中の人たちを救う方法として、今回のこの申出書を書いていただければ、今現在、地域計画に名前が載ってなくても、来年以降の地域計画の変更の際に名前を載せるということで、認めてあげてはどうでしょうかということ。今現在、地域計画に名前が載ってなくても、来年以降の地域計画の変更の際に名前を載せるということで、認めてあげてはどうでしょうかということ。今現在、地域計画に名前が載ってなくても、来年以降の地域計画の変更の際に名前を載せるということで、認めてあげてはどうでしょうかということ。

●● 委員

例えて言うたらね、同じところでまとまって沢山作るんなら分かるけど、あっちであっちこっちこうつくるやろ。ということはそこそこの地域の関係やろ。

係 長

はい。

●● 委員

次、どういうふうなことになるか。例えて言ったらね荒平の方は出しているかね。

係 長

はい。●●委員は荒平のほうは地域計画に載せてます。

●● 委員

そのときに出したんやね。確か出してると思うね。田原の方は出してないやろ。



全  
議

員  
長

うに、今後は取り扱っていくと、ということで御理解お願いいたします。

そのほか何かありますか。

なし。

ないようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。

次回の総会は12月10日、火曜日、13時30分からですので時間を間違えないようお願いいたします。

以上をもちまして、川崎町農業委員会11月総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 14時39分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番●●委員 \_\_\_\_\_.

●●番●●委員 \_\_\_\_\_.

議 長 \_\_\_\_\_.